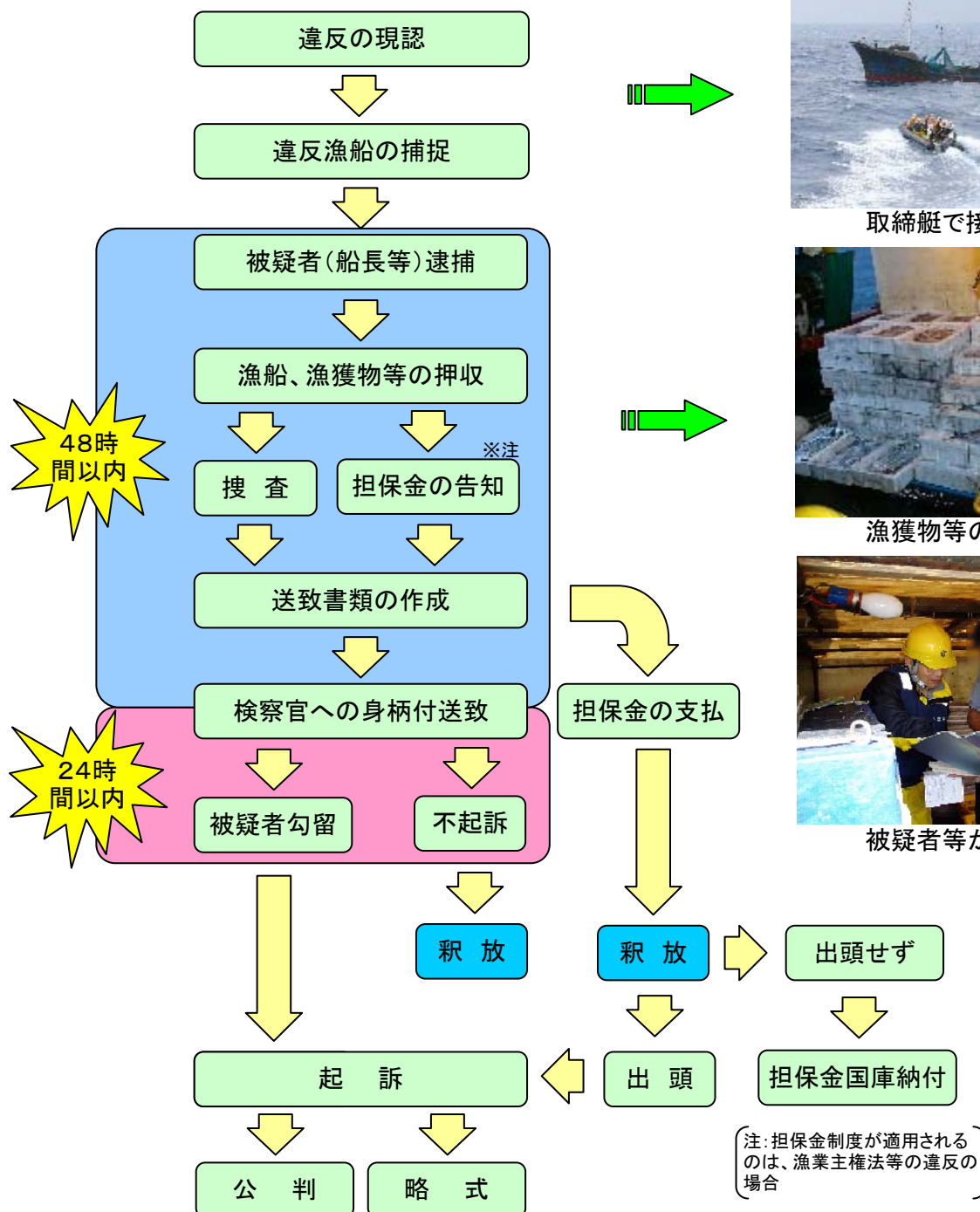


[外国漁船]

立入検査により違反が発覚した場合や違反操作中の漁船を発見した場合は、漁業主権法等に基づき、直ちにこれを拿捕(船長を逮捕、漁船等は押収)して、司法送致を行っています。
 また、司法送致と併せて違反の軽重に応じて、行政処分(許可取消し又は許可停止)を行っています。

[司法手続きの概略]



取締艇で接近



漁獲物等の押収

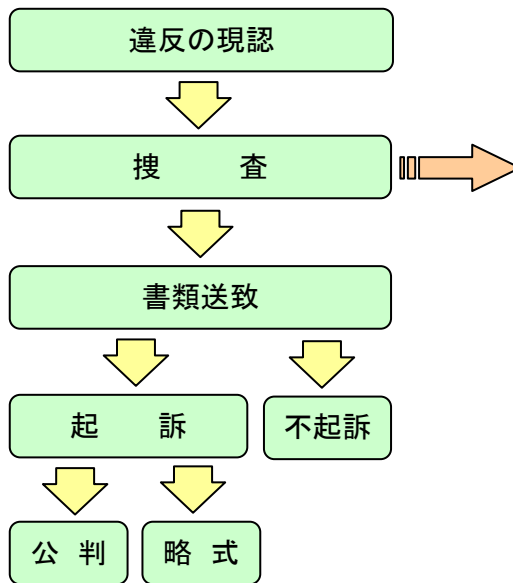


被疑者等からの聴取

[日本漁船]

違反操業中の漁船を発見した場合は、漁業法等の国内漁船を管理・規制する関係法令に基づき、司法送致を行うとともに、違反の軽重等に応じて、一定期間、漁船の停泊を命ずる等の行政処分も行っています。

[司法手続きの概略]



違反船から押収した漁獲物の検査状況



停泊処分の開始を確認



停泊処分のために舵等を固定

[行政処分基準]

漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分に係る基準

漁業関係法令の規定又はこれらの法令の規定（以下「漁業関係法令等」という。）に基づく農林水産大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定による処分の基準は、以下の法令の規定に基づき、次のように定める。

- 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第63条第1項において準用する同法第39条第2項（指定漁業に係る許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）の変更、取消し、又はその行使の停止命令）
- 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）第19条第1項（許可船舶に対する停泊命令）
- 指定省令第20条第1項（船長等の乗組み禁止命令）
- 指定省令第20条の2第1項（衛星船位測定送信機の備付け命令）
- 指定省令第21条第1項（無許可船舶に対する停泊命令）
- 指定省令第22条（無許可船舶に対する漁具、漁ろう装置の陸揚げ命令等）
- 指定省令第76条第1項（外国周辺海域における立入禁止違反に係る船舶に対する停泊命令）
- 指定省令第77条第1項（外国周辺海域における操業等の禁止命令）
- 指定省令第82条第2項（歯鯨をとる漁業の禁止違反に係る船舶に対する停泊命令）
- 指定省令第91条の5第1項（指定漁業者以外の高度回遊性魚類資源、大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろの採捕並びに大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろの所持・販売・加工禁止違反に係る船舶に対する停泊命令）
- 指定省令第91条の6第1項（指定漁業者以外の高度回遊性魚類資源、大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろの採捕並びに大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろの所持・販売・加工禁止違反に係る船舶の船長等の乗組み禁止命令）
- 指定省令第93条第2項（指定漁業者以外のさけ・ます漁業禁止違反に係る船舶に対する停泊命令）
- 指定省令第98条第1項（日本海小型さけ・ます流し網漁業の許可船舶に対する停泊命令）
- 指定省令第100条第2項（指定漁業者以外のさんま漁業禁止違反に係る船舶に対する停泊命令）
- 指定省令第102条第2項（指定漁業者以外のべにずわいがに漁業禁止違反に係る船舶に対する停泊命令）
- 指定省令第104条第2項（指定漁業者以外のいか流し網漁業禁止違反に係る船舶に対する停泊命令）
- 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第10条第1項（許可の取消し又は出漁の禁止命令）
- 特定大臣許可省令第23条第1項（停泊命令）
- 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号。以下「小底規則」という。）第5条第1項（許可船舶に対する停泊命令）
- 小底規則第6条第1項（船長等の乗組み禁止命令）
- 小底規則第7条第1項（無許可船舶に対する停泊命令）
- 小底規則第8条第1項（無許可船舶に対する漁具・漁ろう装置の陸揚げ命令等）
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「資源管理法」という。）第12条第1項（採捕停止等命令違反又は個別割当数量超過に係る船舶に対する停泊命令）

1 許可等の行使の停止、船舶の停泊又は出漁の禁止処分

次に掲げる漁業関係法令等に違反（上記に掲げる法令の規定に基づき処分を行うことができる違反に限る。以下同じ。）した者に対しては、60日以下の許可等の行使の停止、船舶の停泊、又は出漁禁止の処分を行うこととする。

ただし、無許可操業（小型機船底びき網漁業を除く）については、60日の処分を行うこととする。

また、違反が不可抗力による場合や軽微である等特段の事情がある場合には警告にとどめることがある。

許可等の行使の停止、船舶の停泊又は出漁の禁止は、併せて行うことがある。

- 漁業法
- 資源管理法
- 指定省令
- 特定大臣許可省令
- 小底規則
- 瀬戸内海漁業取締規則

2 遠洋かつお・まぐろ漁業の漁業関係法令違反に対する操業区域の変更命令

遠洋かつお・まぐろ漁業については、同一の操業区域において、漁業関係法令等（刑罰規定があるものに限る）の違反を5年間に2回以上行った場合、漁業法第63条で準用する同法第39条第2項に基づき、当該操業区域の変更を命じることとする。

3 衛星船位測定送信機の備付け命令

同一漁業者が同一漁業について操業禁止区域内操業を5年間に2回以上行った場合には、指定省令第20条の2第1項の規定に基づき、当該違反に係る漁業者に対し、5年以下の期間を定めて、当該漁業に係る船舶を指定して衛星船位測定送信機の設置を命じることとする。

4 船長等の乗組み・従事禁止命令

指定省令第20条第1項、第91条の6第1項若しくは小底規則第6条第1項の規定（以上船長等の乗組み禁止命令）若しくは第77条第1項（船長等の漁業従事禁止命令）の規定に基づく船長等の乗組み又は漁業への従事を禁止する期間については、上記1の規定又は下記6から8までの規定を準用し、船長等の乗組みを禁止する船舶は、違反漁業と同一漁業に従事する船舶、また、漁業への従事を禁止する漁業は違反漁業と同一種類の漁業とする。

5 無許可船に対する漁具・漁ろう装置の陸揚げ命令等

- (1) 指定省令第22条又は小底規則第8条に基づき行う無許可船舶に対する漁具・漁ろう装置の陸揚げを命じる期間又はこれら設備の封印を行う期間については、上記1の規定又は下記6から8までの規定を準用し、漁具・漁ろう装置の陸揚げ命令の対象とする船舶は、無許可操業を行った船舶又は行う恐れのある船舶とする。

(2) (1)による命令に違反したときは再処分を行うこととし、この場合の漁具・漁ろう装置の陸揚げを命じる期間又はこれら設備の封印を行う期間については、上記1の規定を準用する。

6 同時に二以上の漁業関係法令等の違反をした場合又は一の行為が二以上の漁業関係法令等の違反に該当する場合における停泊処分等

(1) 同時に二以上の漁業関係法令等の違反をした場合には、当該違反に係る上記1の規定による処分すべき日数のうち、最も多い処分すべき日数（同日数のものが二つ以上ある場合はいずれか一つ。）に、他の違反の処分すべき日数の1/2に相当する日数（1日未満の端数は切り捨てる。）を加えた日数とする。

(2) 一の行為が二以上の漁業関係法令等の違反に該当する場合には、当該違反行為に係る処分日数のうち、最も多い処分日数により処分を行う。

7 累次の処分に対する停泊処分等

同一漁業について、既に漁業関係法令等に違反をした漁業者が更に違反をした場合には、当該違反行為に係る上記1による処分すべき日数に、当該日数の1/2に相当する日数（1日未満の端数は切り捨てる。）にこれまでの処分回数に乗じて得た日数を加えた日数とする。

8 悪質な違反の場合の停泊処分

漁業関係法令等違反が、次の①から⑤までのいずれかの行為を伴う場合又は⑥から⑩までのいずれかに該当する場合は、100日を上限として処分日数を加算することとする。

- ① 許可番号、船名、標識等の全部又は一部の偽称若しくは偽装等
- ② 停船命令無視又は逃走
- ③ 操業区域の甚だしい逸脱
- ④ 漁業監督公務員に対する妨害、暴行又は脅迫等
- ⑤ ロープ流し等の取締船に対する妨害
- ⑥ 過去1年間に漁業関係法令等の違反があった場合
- ⑦ 過去5年間で2回、刑罰規定のある漁業関係法令等の違反に係る本基準による行政処分を受けていた場合
- ⑧ 許可等の行使の停止命令、船舶の停泊命令、出漁禁止命令又は漁具等の陸揚げ命令に違反した場合
- ⑨ 我が国と他国との間で締結された漁業に関する条約・協定書等に基づき定められた規定に違反し、かつ、我が国の国際的信用を著しく失墜させた場合
- ⑩ その他悪質と認められる場合

9 許可等又は承認の取消し

次の①から③までのいずれかに該当する場合には、許可等を取り消す（都道府県知事許可漁業については許可の取消しを知事に勧告）こととする。ただし、特定大臣許可省令に係る許可承認の取消しについては、特定大臣許可省令第10条第1項第2号から第4号に規定された違反に限る。

この場合、取消しを行う許可等は、次の①から③までのいずれかに該当する行為を行った船舶に係るものとする。ただし、船舶の特定が困難な場合は、有効な不利益処分となると判断される許可等を水産庁が選定し、取消しを行うものとする。

- ①漁業監督公務員に対し、その生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれのある行為があった場合。
- ②過去5年間で刑罰規定のある漁業関係法令違反等に係る本基準による処分を4回受けることとなる場合。
- ③上記6から8までの規定による処分日数の加算によりその日数が200日を超えることとなった場合。

10 処分回数の計算

(1) 処分回数は、次の①から③までに該当するものを通算する。

- ①同一漁業について同一漁業者に対して行った処分（命令違反に対して行った処分及び再処分を含む。ただし、警告については処分回数に含まないものとする。（以下同じ。））
- ②同一漁業について同一漁業者の違反に係る船舶の滅失、譲渡その他の理由により事実上処分を行うことができなかった場合。
- ③同一漁業者でないものであっても、経営の実態が同等と認められる場合。

(2) 処分回数の計算は、違反行為及び当該違反行為をした日を起算日とする過去5年以内におけるその他の違反行為のそれぞれに対して行われた行政処分の回数について行うものとする。

(3) 都道府県知事許可漁業について処分を行う場合における処分回数の計算は、当該処分に係る同一漁業者、同一漁業種類についての都道府県における処分回数を通算する。

11 許可の行使の停止処分又は船舶の停泊処分日数の最高限度

6から8までの規定による加算後の許可等の行使の停止処分、船舶の停泊処分又は出漁禁止処分日数は、200日を限度とする。

12 情状が認められる場合の処分

情状が認められる場合には、処分の軽減を行うことがある。

13 処分の時期

許可等の行使の停止処分、船舶の停泊処分及び船長等の乗組み禁止処分の時期は、違反事実の確認及び手続期間終了後速やかに行うものとし、当該船舶の当該漁業に係る法令上の操業禁止期間又は違反操業に係る魚種の採捕禁止期間及び事実上の休漁期間以外の時期に定めるものとする。

ただし、当該漁業者に対して停泊処分の開始日を延期する特段の必要があると認められる場合は、必要最小限の範囲で開始日を延期するものとする。

また、本基準に基づく処分は、公益上の必要性等特段の事由がない限り、開始日から終了日まで連続して行うものとする。

附則

この基準は、平成19年8月1日から施行する。

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

この基準は、平成20年8月1日から施行する。